

○ 有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費

参考資料9

【令和7年度予算概算決定額 195(165)百万円】(令和6年度補正予算額 20百万円)

<対策のポイント>

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、普及した低減対策等の効果検証を推進します。

<政策目標>

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

<事業の全体像>

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業

144百万円※

2. 微生物リスク管理基礎調査事業

71百万円

(1. 2. とともに以下の事業を実施)

- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。
- ③ **策定した汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
- ⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

(関連事業)

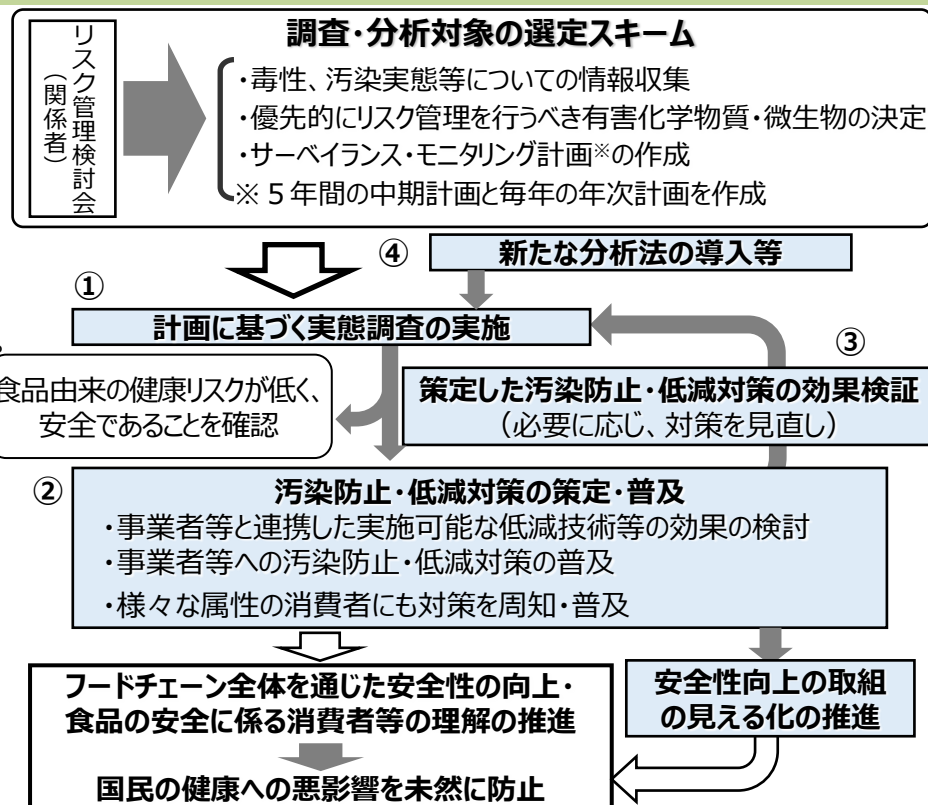
輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進 1,298百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。

<事業の流れ>



※令和7年度予算概算決定額と令和6年度補正予算額の合算。



食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課 (03-3502-8731)

○ 有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費のうち
有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費

【令和7年度予算概算決定額 124(106)百万円】
【令和6年度補正予算額 20百万円】

＜対策のポイント＞

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品中の有害化学物質の含有実態調査、事業者等と連携した低減対策の策定・普及、策定した低減対策の効果検証を推進**します。

＜事業目標＞

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

＜事業の内容＞

1. 有害化学物質サーベイランス・モニタリング調査

- ① 食品中の有害化学物質の含有実態の把握、低減対策の効果検証等
優先的にリスク管理を行う物質について、**食品中の含有実態を把握**するとともに、**国際機関や事業者等に提供**します。必要に応じ、**緊急的に含有実態を調査**します。
また、**策定した低減対策の効果検証**のため、食品中の含有実態を調査します。

② 国内の農畜水産物中のPFAS含有実態の把握

2. 食品の安全性向上対策の検討のための調査

より安全な食品の提供に**意欲的な事業者等と連携し、品質を維持し、かつ、安全性を向上させる技術の有効性を検討**するため、**生産・製造等の現場で実践できる低減対策の特定や、団体や国が低減指針を作成するための調査**を行います。また、**事業者等による食品の安全性向上の取組の見える化**を推進します。

3. 新たな分析法の導入等

新たに対応が必要な有害化学物質について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製、分析技術の習得を目的とした研修**を行います。

4. 輸出重点品目等の国際規格化、衛生管理の推進

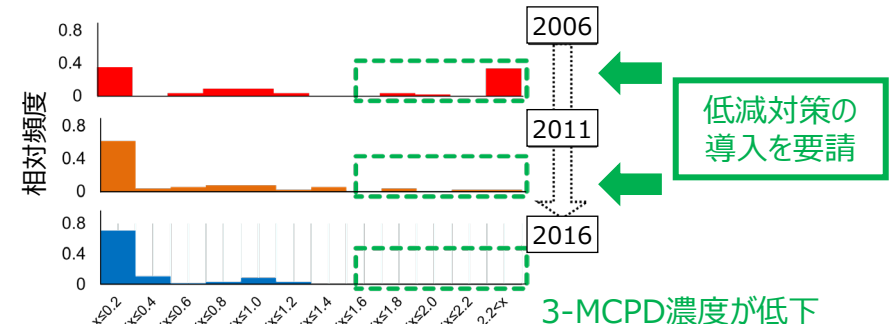
輸出重点品目や新たな食料源として国際規格の必要性が検討されている品目について、**重点的な実態調査**を行います。

＜事業の流れ＞

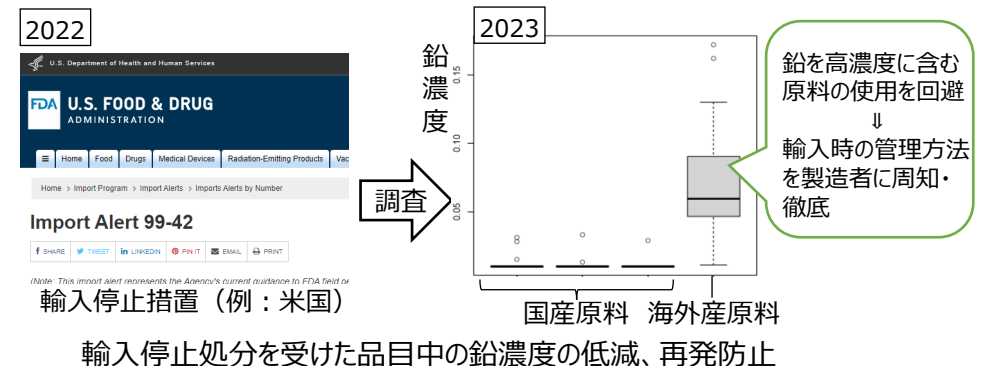


＜事業イメージ＞

農水省が低減のための指針の作成等をし、食品事業者等による低減の取組が進展



自製アミノ酸液を原料とするしょうゆ中の3-MCPD濃度の低減



今後も対応すべきハザードの例：
気候変動の影響を受けるかび毒や重金属、食品加工で生じる発がん性物質など

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

○ 農業環境中のPFAS含有実態把握及びリスク管理対策加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 739（724）百万円の内数】

（令和6年度補正予算額 26百万円の内数）

<対策のポイント>

環境中で分解されにくく、人の健康や動植物の生育への影響が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）について、国内に流通する食品中の含有実態を把握し、農地土壌や農業用水等から農畜水産物への移行・蓄積を解明するとともに、必要に応じたリスク管理措置のあり方を検討します。また、都道府県等が、地域の実態把握の取組や実態に即した有効性・実行可能性の現場での検証を推進します。

<事業目標>

農畜水産物中のPFASに関する知見の集積及び科学的根拠に基づく対策の推進

<事業の内容>

1. 国内の農畜水産物中のPFAS実態の把握

144(106)百万円※の内数

（有害化学物質リスク管理基礎調査事業委託費）

- ① 国内の主要な農畜水産物中のPFASの含有実態を把握するための調査を実施します。
 - ② 事業者と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及を行います。
 - ③ ②の効果検証のための実態把握調査を行います。
- （拡充内容）
- ・ 国内生産量・消費量が多い品目に調査対象を広げ、国内における平均的なPFAS摂取量の把握
 - ・ 農業環境から農畜産物等へのPFAS移行係数の検証及び低減措置の検証

3. PFASの農地土壌、水等からの移行・蓄積に関する特性の解明

602(608)百万円の内数

（安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業）

- ・ 農産物中のPFASの分析法の確立、農地土壌、水等からのPFAS移行特性の解明に関する研究を実施します。（R5～9年度）
- （拡充内容）
- ・ 国内の主要な農地土壌種（黒ボク土、褐色土等）に対するPFASの吸着性に関する研究

2. 地域における農産物等*・加工食品中のPFASの実態把握等

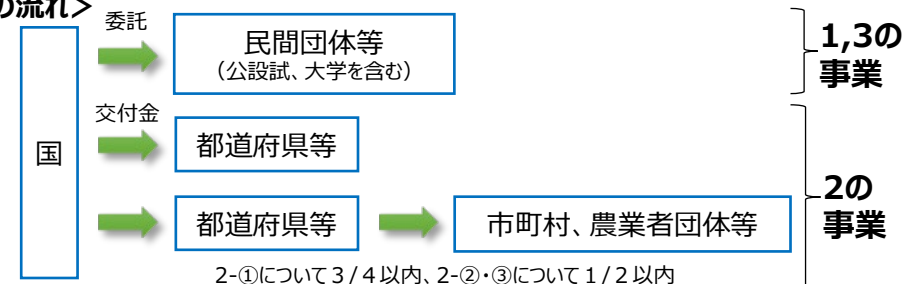
13(11)百万円※の内数

（消費・安全対策交付金のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証メニュー）

*畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含みます。

- ① 農畜水産物中のPFASの実態把握のための調査を支援します。
（対象経費：土壌や農畜水産物の分析費、調査旅費 等）
- （拡充内容）
- ・ 農畜水産物中のPFAS実態把握のための調査については、定額（3/4以内）を支援。
- ② 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証を支援します。
（対象経費：①に加え、分析機器導入費、環境モニタリング、ほ場借上げ費等）
 - ③ ①及び②の取組を実施するに当たって、必要な範囲において、協議会の開催、専門家指導や講習会等の開催・参加を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-3502-5722）

○ 有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費のうち
微生物リスク管理基礎調査事業委託費

【令和7年度予算概算決定額 71(60)百万円】

＜対策のポイント＞

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、農場や食品等の有害微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、策定した低減対策等の効果検証を推進します。

＜事業目標＞

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

＜事業の内容＞

1. 有害微生物サーベイランス・モニタリング調査

想定される健康への悪影響の程度等を踏まえて、優先的にリスク管理を行う有害微生物について、農場や食品等の汚染実態の科学的な把握を行うとともに、事業者や国際機関等に提供します。必要に応じて、緊急的に汚染実態を調査します。

また、策定した汚染防止・低減対策の効果検証のため、食品等の汚染実態を調査します。

2. 食品の安全性向上対策の検討のための調査

より安全な農畜水産物の提供に意欲的な生産者、事業者、団体等と連携し、品質を維持し、かつ、安全性を向上させる技術等の有効性を検討するため、生産現場等で実践できる有害微生物の汚染防止・低減対策の特定や、団体や国が指針を作成するための調査を行います。また、事業者等による食品の安全性向上の取組の見える化を推進します。

3. 新たな分析法の導入

コーデックス委員会は各国における食品中微生物の管理のためのガイドラインを提示していますが、我が国ではこれまで日本独自の微生物分析法が採用されてきたことから、新たに対応が必要な有害微生物について、新たな分析法を導入します。

4. 輸出重点品目等の国際規格化、衛生管理の推進

輸出向けに特別な衛生管理が必要な品目について、国際規格等の順守のための科学的な検証データを取得するための調査を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農水省が低減のための指針の作成等をし、生産者等による衛生管理の取組を推進

野菜の実態調査（H19～20）

- 有害微生物（腸管出血性大腸菌、サルモネラなど）の検出はないが、一部検体から衛生指標菌を検出

最新の知見や海外動向等を踏まえ、随時見直し



近年も、海外で生食用野菜が原因と考えられる大きな食中毒事例が散発、国内の実態を把握する必要



野菜の衛生管理指針の策定（H23初版、R3第2版）

野菜の実態調査（H25～28）

- 前回同様、有害微生物の検出がないことを確認
- 一部検体から衛生指標菌を検出

採卵鶏や市販鶏卵のサルモネラ調査（H19）

- 採卵鶏農場・鶏群の陽性率（H19）約2割
- 市販のパック詰鶏卵の陽性率（H19）
卵内容 0% 卵殻表面 0.2%

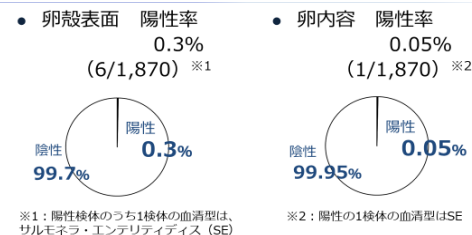
2000年代以降の、農場から食卓までのフードチェーン全体の取組が奏功

国内での大規模な調査は実施されておらず、実態を把握する必要



市販鶏卵のサルモネラ調査（R2）

- 低い水準で保たれていることを確認



今後も対応すべきハザードの例：肉用鶏・鶏肉のカンピロバクターなど

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

○ 微生物リスク管理基礎調査事業委託費のうち食品の安全性向上対策の検討のための調査 食鳥検査結果を活用した農場衛生管理のさらなる推進

1. 現状

農林水産省では、生産段階での衛生対策の向上を目的に、鶏肉の生産衛生管理ハンドブックを策定・普及し、カンピロバクター、サルモネラ属菌の汚染低減を推進するものの、同菌による食中毒は、細菌を原因とする食中毒の中でも発生数及び患者数が国内で最多。

このため、生産段階でのさらなる衛生対策の推進が不可欠。

2. 対策と課題

これらの菌は、鶏が保有しても明確な臨床症状を示すことがないことから、①鶏間、農場間での感染拡大の検知や、②衛生管理の強化ポイントの特定が困難。

生産段階での衛生対策の向上には、食鳥検査の成績により、外観から特定できない農場の衛生状況や隠れた疾病を見つけだし、それらの結果を生産段階にフィードバックすることが有効。

他方、食鳥検査の結果の活用は、データの解釈や生産段階での活用ノウハウが不足しており、広く有効活用できていない状況。

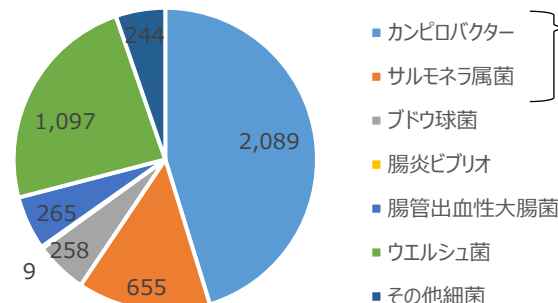
3. 事業内容

食鳥検査の結果により、これらの菌の侵入経路を明らかにし、有効な衛生対策が講じられるよう、

- ① 食鳥検査結果を農場衛生管理に活用するための獣医師向け指針
- ② 生産者が農場衛生管理を自ら点検し、衛生状態を改善するためのチェックシート

を策定・普及し、その効果を検証する。

細菌性食中毒の患者数（令和5年度）（単位：人）



細菌性食中毒の
・ 患者数の約6割
・ 事件数としては約8割
を占める



○ 指針・チェックリスト策定の流れ

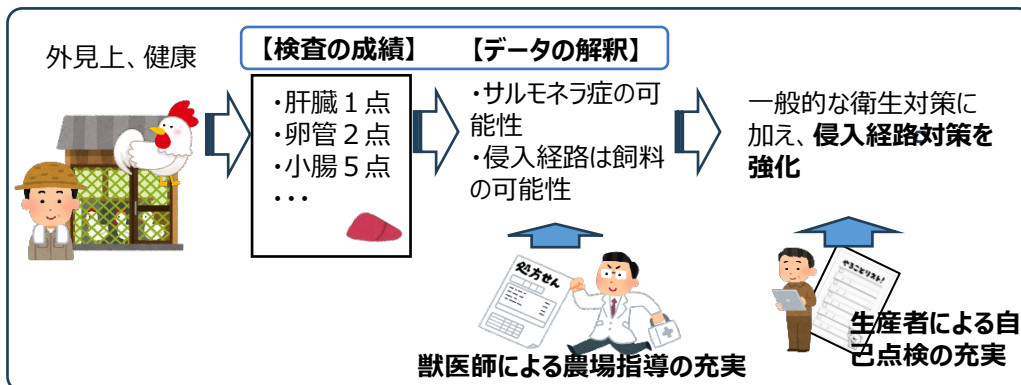
- ① 食鳥処理場の検査情報を収集・整理、分析
- ② 検討委員会の開催
検査情報と疾病原因、農場で行う衛生管理を整理
- ③ 検査結果に対応した衛生管理の指針・チェックシートを策定

症例、剖検の情報収集等

文献調査も実施



○ 成果の活用イメージ



食肉の衛生水準のさらなる向上

○ 輸出環境整備推進事業のうち

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業 【令和7年度予算概算決定額 54（38）百万円】

<対策のポイント>

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになる可能性を踏まえて、**我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施**するとともに、**我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域/加工場における衛生管理）を検証・普及**します。

<事業目標>

国産二枚貝の安全性を向上させるため、**国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及**

<事業の内容>

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

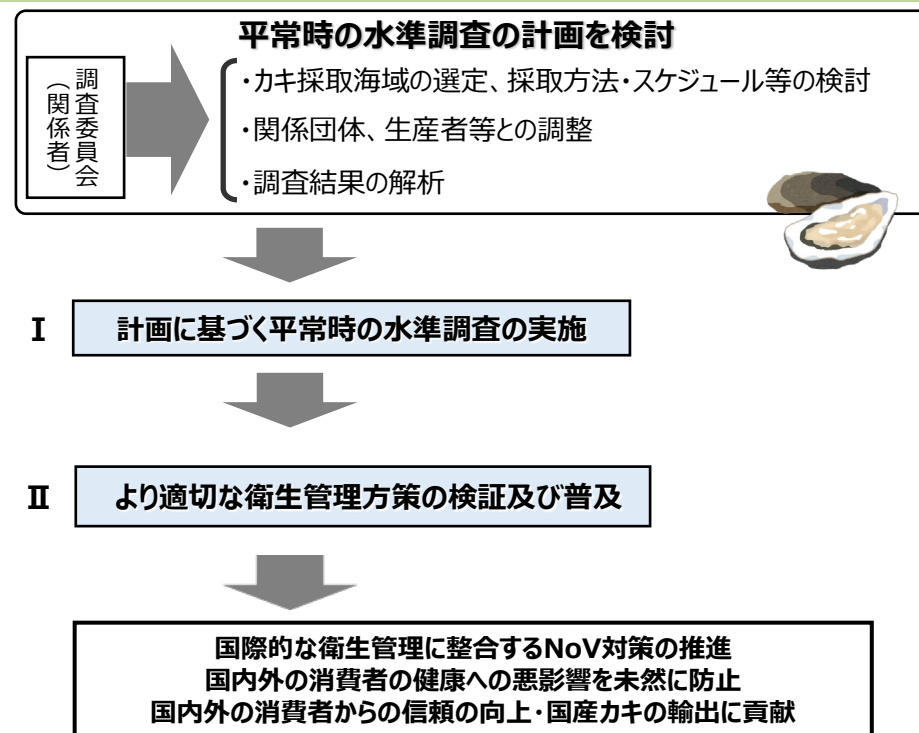
- I 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）の調査**を行い、主要な生産地における実態を把握します（R7～8年度）。
- II 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[I]の調査で得られた情報をもとに、国際的な動向を踏まえNoVリスクの低減に効果的な**衛生管理方策を重点的に検証・普及**します（R7～8年度）。

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

【お問い合わせ先】 消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）